

女性就業支援センター 施設貸出運営要領

平成21年4月1日
要領第1号

(目的)

第1条 この要領は、厚生労働省との契約に基づき、女性就業支援センター内ホールの貸出に関し必要な事項を定めることとする。

(施設貸出の対象)

第2条 女性就業及び女性健康保持支援に関わるイベントや、女性就業支援等に関する発表をする団体等。

(施設貸出条件)

第3条 施設貸出の条件は以下のものとする。

- ・ 女性就業及び女性健康保持支援に関わるイベントや、女性就業支援等に関する発表。
- ・ 営利を目的とした事業内容でないこと。
- ・ 特定の思想信条を広める事業内容でないこと。
- ・ その他、公序良俗に反するものでないこと。

(貸出施設)

第4条 貸出する施設は以下のものとする。

- ・ ホール（通訳ブース含む）
- ・ 第1控え室（利用者がホール利用時に使用することとし、単独貸出しは行わない。）
- ・ 第2控え室（利用者がホール利用時に使用することとし、単独貸出しは行わない。）

(施設貸出時間)

第5条 施設の貸出時間は次の通りとする。

1) 貸出時間

月曜日～金曜日 9時から17時

2) 休館日

土日祝 年末年始（12月29日～1月3日）

(利用申込受付期間並びに受付方法)

第6条 利用申込受付期間は、利用日の6ヶ月前から1ヶ月前まで受け付ける。

受付方法は、利用希望団体等から「施設利用申請書」(様式①)に記入の上、FAX・Eメールのどちらかの方法で、到着順に受け付ける。

(利用審査)

第7条 団体等から提出された「施設利用申請書」をもって、第3条の施設利用条件に当てはまらない場合は利用を断ることができる。

(書類の提出)

第8条 施設利用が決定した場合、利用日の1ヶ月前に「進行表」(様式②)「舞台レイアウト表」(様式③)を提出しなければならない。

(キャンセル・変更届)

第9条 利用をキャンセルする場合や利用施設、貸出日又は利用時間を変更する場合は「施設変更・追加依頼書」(様式④)、「施設キャンセル依頼書」(様式⑤)を提出しなければならない。尚、キャンセル料は使用開始日の5日前から前日までのキャンセルは利用料の50%とし、当日のキャンセルは利用料の100%とする。

(備品の貸出について)

第10条 パワーポイント出力等のパソコンの利用で、ワイヤレスマイク4本までの簡易な照明下での利用の場合は、簡易型プロジェクターを無償で貸出する。

(音響・照明技術者について)

第11条 以下のようなホールの使用方法の場合は、音響・照明技術者を必要とし別途費用がかかり、利用日の1ヶ月前に「音響・照明技術者派遣依頼・見積書」(様式⑥)を提出すること。

- ・同時通訳システムの利用する場合
- ・舞台の演出に沿った照明を展開する場合
- ・CDなどから音楽を流す場合
- ・ピンマイクを使用する場合
- ・有線マイク(1～8本)を使用する場合

(参加費の徴収について)

第12条 利用団体等が徴収する参加費については、配布資料等の実費程度とする。

(販売行為について)

第13条 利用団体等の販売行為は原則禁止であるが、利用団体等の発行する出版物と講師の著作物に限り、センターの許可を経て認める場合がある。尚、当日の販売活動については利用団体等が直接行うものとする。

(会場設営及び舞台転換について)

第14条 利用団体等は、利用責任者を定めて、一切の準備、会場設営及び舞台転換、参加者

の整理、案内、警備に努めなくてはならない。

- 2 認められた施設と時間を厳守し、認められた備品以外は使用してはならない。
- 3 エントランス・ロビー・ホワイエ等の共有スペースを占有してはならない。
- 4 表示、ポスターなど、センターの許可なく設置してはならない。

(安全対策)

第15条 災害や事故等の発生に備え、利用団体等は緊急時の対応責任者を選任するほか、施設のご利用前に非常口、避難通路の位置・動線・消火器具設備等の位置を実地で確認する。

- 2 災害、事故等が発生した場合は、当施設側担当者に速やかに連絡するとともに、当該施設ならびに防災センターの係員の指示に従い、ご利用団体等の責任において、けが人・急病人の対応、初期消火、避難誘導等の活動を行うこと。

(原状回復)

第16条 利用団体等は、施設の利用を終了したときは、直ちにその使用に係る施設を原状に回復しなければならない。また行事等で出たゴミなどは持ち帰らなければならない。

(落とし物・忘れ物について)

第17条 センター内で利用者等の落とし物・忘れ物を見つけた場合は「落とし物・忘れ物台帳」(様式⑦)に品名等を記載し、センター職員が所定の場所に管理する。また、金銭等重要と思われる者については警察署に届けるものとする。

(駐車場)

第18条 地下駐車場を使用する場合は、事前に「駐車場利用申請書」(様式⑧)に記載し、提出しなければならない。

ただし使用するのは、イベント等の講師、賓客、納品搬入業者、その他センターが特別に認めた場合に限られる。

(館内の飲食・喫煙について)

第19条 館内における飲食および喫煙については次のとおりとする。

- 2 飲み物を飲めるスペースは、4階ロビーとする。
- 3 館内は全館禁煙とする。

(規制事項)

第20条 センターの許可を得ず募金、公告、宣伝物品の販売をしないこと。

- 2 張り紙、釘付け当建物その他の物件を汚損、毀損する恐れがある行為をしないこと。
- 3 許可なく既設の設備を変更しない事。
- 4 許可なく館内の電源を使用しない事。
- 5 その他、職員が施設管理に関し必要な指示をしたときには、その指示を守らなくてはなら

ない。

(入館の制限)

第21条 次の各号に該当するときは、入館を禁止、又は退館させることができる。

- 1) 施設の設置目的に反する利用と認められるとき。
 - (1) 政治、宗教活動に伴う勧誘、募金等
 - (2) 勧誘、広告宣伝、物品販売等の営業活動
 - (3) 虚偽その他不正な手段による使用申請
- 2) 他の利用者に迷惑を及ぼす恐れのあるとき。
 - (1) 援助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)以外のペット類の持ち込み
 - (2) 大声、放歌等施設内の静穏を害する行為
 - (3) 別に定める注意事項に反する行為
- 3) 公序良俗に反すると認められるとき。
 - (1) 過剰に酒気を帯びた状態
 - (2) 伝染性疾患に罹患し、もしくは薬物中毒を現わしたり、又は不潔な服装、臭気等のため他の利用者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合
- 4) 施設の管理上、支障があると認められるとき。
 - (1) 許しを得ずに立入禁止場所等へ立ち入る行為
 - (2) 建物その他物件を汚損、毀損
 - (3) 許しを得ずに既存設備を変更する行為
 - (4) 許しを得ずに施設及び備品を使用する行為
 - (5) 指定場所以外での喫煙及び飲食
 - (6) 火気の使用及び危険物の持ち込み
 - (7) 銃器、爆発物その他危険物をセンター内において所持し、又はこれらの物をセンター内に持ち込もうとする場合
 - (8) 旗、のぼり、プラカードその他これらに類する物、拡声器等をセンター内において所持し、若しくは使用し、又はこれらの物をセンター内に持ち込もうとする場合
 - (9) 職員の指示に従わない場合
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、センター内の秩序の維持、災害の防止もしくは他の利用者及びセンターで勤務する職員の安全な保持に支障をきたすような行為をし、又はしようとするとき。
 - (11) センターの適切な運営を確保するため必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第22条 施設利用者は、施設の利用に際し故意又は過失により、施設及び附属設備に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(使用終了の届け出)

第23条 施設団体等は、原状回復を行ったら、直ちにその旨を関係職員に届け出、点検を受けなければならない。

(施設利用料)

第24条 施設は区分貸出しとし、利用料は別表1の通りで、貸出予定時間を超えて使用することはできない。ただし、当日、前後に他の団体等の使用が予定していない場合に限り、了解を得て利用することが出来る。その場合は追加の施設利用料を徴収する。

なお、延長利用時間は、次に利用する団体に不都合のないよう原状回復時間であるので、原則として前後に利用団体等が予定されている場合は延長できない。

(施設利用料の支払いについて)

第25条 施設団体等は、前条で確認した利用時間に基づき作成された請求書に対し、センターの指定する口座に速やかに振り込まなければならない。利用団体等は、振込手数料を引いて入金してはならない。

(貸出制限)

第26条 次の各号に該当するときは、次回以降の施設貸出を制限することが出来る。

- ・ 虚偽の申請書を提出していた場合。
- ・ 正当な理由なくキャンセル又は変更を申請してきた場合。
- ・ 施設利用者が施設利用規程及び本要領に定める義務を守らなかった場合。
- ・ その他、職員の指示に従わなかった場合。

第27条 この規程に定めのない事項については、厚生労働省の指示に従うこととする。

附則

この要領は、平成21年4月1日より施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日より施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日より施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日より施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。

別表1 利用料

ホール

区分	時間	利用料金 (税込)
A	9:00~12:00	38,500円
延長	12:00~13:00	12,100円
B	13:00~17:00	53,900円
A+B	9:00~17:00	104,500円

音響技術者

区分	時間	利用料金 (税込)
A	9:00~12:00	79,200円
延長	12:00~13:00	6,600円
B	13:00~17:00	85,800円
A+B	9:00~17:00	108,900円